

事務所通信

今年もはりはら塾を開催します！！

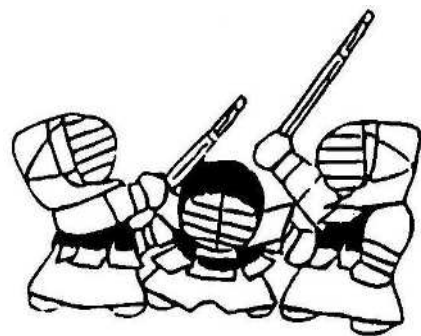
遺言セミナーを6月8日から5回シリーズで、牧之原市の“さざんか”で行います。

(6/8、6/22、7/6、7/20、8/3 各水曜日午前10:00~12:00)

はりはら塾の遺言セミナーも今年で4回目となります。多くの方の参加をお待ちしております。

詳細は事務所まで

平成28年1月吉日



<事務所案内図>



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409

新年あけましておめでとうございます。今年も新しい年が始まりました。今年には4年に一度のオリンピックイヤーで、スポーツに一層力が入る年になりそうです。

お正月明けの休みを利用して、富士山を見に行ってきました。山に登るほど元気はありませんので、富士宮にある田貫湖に行ったのですが、湖岸から眺める富士山は天気も幸いし、本当に素晴らしいものでした。

さて、今回の事務所通信は、ここ1年くらいの仕事の動きや、相続税変更その後についてお伝えします。



1．相続税申告が増えています

知り合いの税理士さんと話す機会があり、去年から相続税の申告の様子を聞いてみました。

申告の件数は増えていること、申告する人が今まで相続税にあまり関係しなかったサラリーマンの人が、生命保険等の受領によって申告する例などがある、と言っていました。

(今までは100人に4人と言われていたのが、100人に6人、都市部では10人に1人が申告するようになると言われていました)

マイナンバー制度によって、収入の把握がしやすくなると、申告する人は増加するので、贈与などを利用した節税対策が必要になってきます。

今までの暦年贈与の利用ばかりでなく、教育資金贈与、結婚子育て資金贈与、住宅取得資金贈与制度など、いろいろな贈与制度の活用を考えてみたらどうでしょうか。

2．事業承継が進んでいます

このところ、新社長就任のご挨拶を頂くことが増えてきました。70歳を超えた方のものもあれば、私(昭和24年生れ)より若くして、社長を交代される方もあります。

先日ある会社の社長さんから相談を受けた例は、社長が全く仕事から抜けてしまうのではなく、社長を交代し自分は取締役として残る形でした。取締役として残る場合、代表権を持った会長として残る場合が割合として多いのですが、とりあえず役職を変えるだけで、実際の株の移動までは中々進んでいません。理由としては株価が高いため譲渡や贈与すると税金がかかってしまうためであり、株式の譲渡はまだ手つかずの状態になっていることが多いです。

いずれにしても事業承継は中々大変なことです。税理士や司法書士など専門家に相談して、手遅れにならない内に進めていきましょう。

なお、当事務所も昨年10月20日に株式を使った事業承継セミナーを開催致しました。事業承継というと遺言や生前贈与が一般的ですが、その他の方法もありますよ。

3．会社の仕組みを変える仕事が増えています

去年は、会社関連の仕事が、30%くらい増えました。その多くは、「監査役監査の範囲を会計に限定する」(すなわち監査役は、会計監査のみ行う)ということ登記簿上明らかにする登記です。

また、それに合わせて、会社の仕組みを変える、たとえば取締役3名監査役1名という形を変え、取締役のみにして、監査役を不要にしてしまう手続きや、少しずつですが再び会社の設立が出てきました。

こうしてみいくと、今までのように形にとらわれない、時代に合った形で会社を段々変えていく人が増えたように思います。

先代の作った会社を段々大きくしていく人、監査役や取締役を必要な人数にして会社を運営していく人、だめなら思い切ってやめてしまう人など、時代の大きなうねりを感じます。

4．法人番号がつくことにより、会社の謄本の省略ができることになりました

マイナンバー制度の導入にあわせ、会社などの法人に番号が全部振られることになりました。そして、会社が法人番号を提示することにより、法務局で法人の照会ができるようになり、一部登記手続きの際に必要な書類とされている、会社謄本を添付することが不要となりました。

全て謄本不要というところまではまだですが、多くの会社にとっては、法務局で手続きする際の書類が、マイナンバー制度の導入により不要となりました。